

令和7年度データ連携を活用した観光情報の発信事業
委託業務企画提案指示書

1. 事業目的

昨今の観光においては旅行先での過ごし方、観光消費行動の多様化により市場変化が進んでいる。顧客の価値観や旅行ニーズを捉えるためには、当機構サイト HOKKAIDO LOVE! を根幹としたWeb広告、SNS等を活用したサイト強化、コンテンツの拡充・更新の他、情報発信と価値を高める施策を実施し、外国人観光客にも必要とされている観光コンテンツを抽出した上で、道内における観光協会や地域（連携）DMOとのサイトデータ連携を行うなど、Webサイト上で正確かつ最適な方法で観光情報の発信が求められる。本事業の実施を通して広域連携DMOとしてのデジタルマーケティングを推進し、さらには国内外の観光誘客促進を図ることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 北海道に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないものであること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存

について責任の所在が明確であること。

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする

5. 予算上限額 11,000 千円(消費税及び地方消費税額を含む)

6. スケジュール

業務スケジュール

6月 3日(火) 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

6月10日(火) 企画提案参加表明 13:00 締切

7月 1日(火) 企画提案書の提出期限 13:00 締切

7月上旬以降～ 企画提案の審査、委託事業者決定、契約締結、業務開始

7. 委託期間

業務委託期間 契約締結日～令和8年3月10日

令和8年3月10日(火)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)

8. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 本事業対象ウェブサイト

「HOKKAIDO LOVE!」日本語:<https://www.visit-hokkaido.jp/>

// 英 語:<https://www.visit-hokkaido.jp/en/>

// 繁体字:<https://www.visit-hokkaido.jp/tw/>

// 簡体字:<https://www.visit-hokkaido.jp/cn/>

// 韓国語:<https://www.visit-hokkaido.jp/kr/>

(2) 実施方針

北海道公式観光ウェブサイト「HOKKAIDO LOVE!」の集客強化と発信情報の精度向上

① サイトの価値向上

・コンテンツの拡充と情報の精度向上

・エンゲージメントの強化

② 観光機構公式SNSの運用

・公式SNSで北海道の魅力を数多く発信するための記事拡散と多言語サイト掲載用素材収集

③ GA4への対応とウェブ解析

・GA4を理解した上での効果測定と分析

(3) 業務の概要

- ・WEB広告、SNS広告
- ・DBの追加／メンテナンス
- ・スポット情報の追加
- ・多言語サイト(英語・繁体字・簡体字・韓国語)へのデータ掲載

※多言語サイトに表示されるよう整備すること。翻訳方法は、ネイティブ翻訳や機械翻訳など方式は問わないが、翻訳によって意味内容が異なってしまうことがないように、ネイティブチェックを受けるなどその方式を示すこと。

- ・メンテナンス、サイトのモニタリング・効果測定
- ・ウェブ解析、効果測定、業務実績報告

(4) 企画提案事項

① Web 広告等を活用したサイト集客施策の企画実施

Web 広告等の web プロモーション、外部サイトとの連携等を実施しながら記事拡散を行い北海道の魅力を効果的に訴求し、サイト集客強化を図ること。

対象サイト:北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」

(ア) Web 広告等を活用したサイト集客

ウェブサイトの認知度向上、サイトとしての情報発信力を強め利用者・閲覧数の増加を図るため広告等を活用した集客施策を行いサイト誘導およびサイトへの集客を図ること

▶広告媒体

「HOKKAIDO LOVE!」のサイトや記事が可能な限り多くの人の目に触れるよう、Web 広告、SNS 広告等を組み合わせた効果的なプロモーションとし、ターゲット・時期や媒体などを提案とすること

・実施期間:令和7年7月～令和8年2月

▶広告内容

広告内容は、観光機構と協議の上決定することとし、実施時期・ターゲットにあわせた内容で実施するが、最適と考えられる広告計画を提案すること

・デジタル広告以外に外部サイトの集客強化に資する提案があれば記載すること

・その他、無料パブリシティ等による「HOKKAIDO LOVE!」のサイトを周知する提案をすること

②「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信(コンテンツ整理・拡充、データクリーニング等)記事掲載にかかる情報収集、内容確認、画像収集、記事作成、翻訳は、委託事業者が実施すること。制作にあたっては、アクセス解析や閲覧状況等を基に、観光機構と協議の上、記事更新等を実施することとし、観光機構が指定するコンテンツがある場合は、優先すること

(ア) データのクリーニング(日本語・多言語)

該当コンテンツ(イベント) <https://www.visit-hokkaido.jp/event/index.html>

該当コンテンツ(スポット) <https://www.visit-hokkaido.jp/spot/index.html>

・業務開始後、直ちにデータのクリーニング(古くなり事実と異なる情報の更新等)を行うとともに、年間を通じてクリーニングを継続して実施できる体制を確保すること

・クリーニングにあたっては、必ずイベント主催者・施設管理者等に確認を取った情報を掲載すること

- ・データクリーニングの実施体制及びスケジュールを示すこと

- ・SNS記事と紐付いている場合はイベント・スポット以外のデータクリーニングを含む

(イ) コンテンツ(イベント、スポット・体験)の整理・拡充(日本語・多言語)

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/event/index.html>

該当コンテンツ <https://www.visit-hokkaido.jp/spot/index.html>

- ・イベント、スポット・体験については、現在サイトに掲載されている情報の件数の整理を行うこと

- ・追加コンテンツ情報:20本程度

(ウ) 上記、(ア)(イ)については、多言語サイト(英語・繁体字・簡体字・韓国語)にも反映させること

※(イ)について、多言語サイトへの掲載にあたっては、すべてを反映する必要はないが、その必要性について精査すること

(エ) 上記、(ア)(イ)(ウ)については、ユーザーニーズやSEO対策、サイト内回遊性向上の視点から、コンテンツ作成・追加等の取組があれば、理由と合わせて提案すること。

③ 効果測定および分析・運用改善業務(PDCA) ※日本語／多言語

デジタルプロモーションの知識と熟知した相応の資格と実績を持つ者が、本事業の発信内容を注視し、コンテンツの追加ならびに各施策の実施前後でログデータをモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握。情報発信や改善必要箇所については、随時対応すること。

- ・広告効果測定および分析を行い毎月報告すること

- ・分析の実施体制およびスケジュールを明記すること

- ・GA4 を熟知し、ウェブ解析士同等の実績を持つ者が行うこと

④ データ連携

他DMOとのwebサイト間において、コンテンツデータの連携がオンラインでシステムの的に可能となるような、以下の役務を実施すること。

- ・ データ授受におけるAPI仕様およびデータフォーマットの定義、およびそれらのドキュメント作成
- ・ 機構のテスト用webサイトおよび本番webサイトへの当該APIの実装およびテスト
- ・ データ連携を行う他DMOに対しての当該ドキュメントの提供およびそれらの利用に係る技術的サポート
- ・ 他DMOのwebサイト間とのシステム結合テストのサポート
- ・ その他、必要な技術的サポート

⑤ その他施策

その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば記載すること

(5) KPI

事業効果や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと

[アウトプット]

① サイト集客施策の企画実施

- ・デジタル広告等を活用したサイト集客

② 「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信(コンテンツ整理・拡充、データクリーニング等)

- ・データのクリーニング(日本語:700件程度／多言語:4言語合計800件程度)

・スポット、体験情報のコンテンツ追加本数(20本程度)

③効果測定および分析・運用改善業務(PDCA)

④その他独自施策を含む施策の実施

[アウトカム]

昨年度実績に基づきUU、PVの設定すること

R6年度実績: サイト全体 5,329,311UU、12,035,077PV

(内訳) 日本語 4,519,651UU、9,683,831PV、

4言語合計 809,660UU、2,351,246PV

(6) 事業実施内容の効果測定、完了報告書の作成

デジタルプロモーションの知見・知識を持つ者が、事業の取り組み内容に応じた成果(UU・PV数、広告効果測定、メディア露出、広告費用換算等)を具体的な数値で整理、検証を行い、成果、課題、提言等により分析・解析し報告書を作成すること

なお、報告書には、現物協賛額の積算表も含むこと

(7) 委託事業者への協力依頼可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、**委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努め報告書に記載すること**

(8) 成果品及び提出物

① 追加コンテンツ: 当機構サーバーへ格納

② 分析・解析業務: 分析・解析レポート

③ 完了報告書: 紙媒体(A4版、縦指定)5部、電子媒体1部とする

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名・代表者名・担当者部署及び役職、氏名、連絡先(電話・メールアドレス)等必要事項を記載のうえ、メールにて参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする

(1) 表明期限: 令和7年6月6日(金) 13:00迄(必着)

(2) 表明先: 下記、問い合わせ先に提出

(3) 表明方法: 別紙書式をEメールで添付送信してください

10. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同様のウェブサイト事業の受託実績があれば記載すること。なお、社名が特定されないよう、観光機構発注の実績については一切記載しないこと

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、

具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること

(3) 業務スケジュール

(4) 委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること

(5) 見積書 費用項目の明細を記載すること(概算見積とし企画提案時は捺印不要)

① 直接人件費:業務処理に直接必要とする経費

② 経常的直接経費:消耗品費、通信運搬費、旅費(業務処理に従事する者の交通費・宿泊費等)

③ 特別直接経費:印刷製本費(調査票や報告書の印刷等の外注分)

④ システム保守メンテナンス費(既存コンテンツの修正含む):保守メンテナンス期間:8か月

⑤ その他:諸経費、技術経費等

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版縦とし、冒頭に企画提案書の全体校正を記載し、企画提案書のページ数は両面50ページ以内とする。各ページに必ずノンプルを入れること

(全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可)

(2) 企画提案は1社1提案とする

例:A案・B案と複数記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする

(4) 提出された企画提案書は返却しない

12. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 7部(事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部)

(2) 提出場所 下記、問い合わせ先に提出

(3) 提出期限 令和7年6月27日(金) 13:00迄(必着)

(4) 提出方法 提出場所への持参または郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに到着しないものは受理しない

※ 提出の企画提案書は別途データでも電子メール等により提出すること。なお電子データのみでの提出は認めない(電子データで提出する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの)

13. 企画提案に関する審査

(1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする

(2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする

(3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する

(4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する

- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布・表示については認めない
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない
- (8) プレゼンテーションへの参加は3名を上限とする

14. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 事業内容を十分理解し、企画提案指示書に沿った提案内容となっているか
- ② 事業遂行に必要な人的ネットワークや協力体制、リソースが確保されているか
- ③ 適切な予算配分によりアウトプットが担保され、アウトカムが期待できる事業内容となっているか

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか

(3) 業務遂行能力

北海道の地理・気候・観光事情や訪日外国人旅行市場やカスタマーニーズ等の実情に精通した実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか

(5) その他、赤れんが

北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないため、提案に含めないよう留意すること

【例】赤れんが庁舎に偏った分析を行い、セミナー等で発信を行う等

15. 再委託の禁止について

- (1) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲ならびに再委託予定金額を見積書に明記すること。なお、再委託を行う際は、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する
- ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない

16. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する
- (2) 観光機構は受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと
- (4) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする
- (5) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める
- (6) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する
- (7) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のwebサイトやイベント等での二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること

17. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書は返却しない
- (3) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする
- (5) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託事業者において負担するものとする
- (6) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は、受託事業者において負担するものとする

18. 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光機構 マーケティング・DX部(担当:津田・加藤・吉井)

TEL:011-231-0941 Email: tsuda@visithkd.or.jp

k_kato@visithkd.or.jp

n_yoshii@visithkd.or.jp

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

参加表明書

令和7年度データ連携を活用した観光情報の発信事業に係る企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光機構

マーケティング・DX部（担当：津田・加藤・吉井）

Email: tsuda@visithkd.or.jp / k_kato@visithkd.or.jp / n_yoshii@visithkd.or.jp